

**看護婦(士)などの再就職相談**

☎ 中央病院 52-1131 内線 2207

保健婦・助産婦・看護婦(士)などの資格を持ち、現在就職していない人に最近の医療・看護の情報提供や再就職の相談を行います。また、施設の求人申し込み相談にも応じます。

とき 1月11日(火) 10:00~14:00  
ところ 富士健康福祉センター(本市場)申し込み 当日直接会場へ  
問い合わせ 静岡県ナースセンター東部支所 ☎0559-20-2088

**赤十字一般家庭看護法講習会  
(高齢者健康安全講習)**

☎ 社会福祉課 内線 2312

とき 1月24日(月)~27日(木)  
9:30~16:00  
ところ 静岡赤十字病院(静岡市)  
対象 15歳以上で4日間参加できる人  
定員 25人(先着順)  
参加費 300円(資料代)  
申し込み 12月24日から受け付けます。  
電話で静岡赤十字病院へ  
☎054-254-4311

**富士市民  
ファミリーバドミントン大会**

☎ 体育振興課 内線 2726

とき 2月6日(日) 8:10~  
ところ 市立富士体育館  
対象 市内在住・在勤の人で、1チーム5、6人  
参加費 無料  
申し込み 1月14日までに直接または郵送で、〒417-8601 富士市教育委員会体育振興課へ

ダイヤル施設案内 ☎53-1111

**在宅介護の相談が薬局で  
できるようになりました**

☎ 高齢者福祉課 内線 2317

ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ、入浴サービスなど、お年寄りの安心、快適をサポートする在宅介護の相談窓口がより身近になりました。

ご相談は、「おとしより介護相談窓口 在宅介護支援センター相談薬局」の看板がある薬局へお気軽にどうぞ。  
問い合わせ (街)富士市薬剤師会 ☎53-8296

**糖尿病予防教室**

☎ 保健女性センター 64-8993

とき 1月17日(月)・24日(月)・31日(月)、  
2月7日(月)・14日(月)・21日(月)または  
23日(水)・29日(火) 13:30~15:30 計7回  
ところ 保健女性センター  
内容 ◆医師の話「糖尿病とは」  
◆食事療法の基礎、外食時の注意などの学習 ◆個別健康相談  
対象 血糖値が高く、改善の必要がある70歳未満の人やその家族、  
血糖値の高い血縁者がいる人  
定員 30人(先着順)  
申し込み 12月20日から受け付けます。  
電話で保健女性センターへ

**ぜんそく健康相談**

☎ 保健女性センター 64-8991

ぜんそくなどの呼吸器疾患の悩みについて、医師や保健婦、栄養士が相談に応じます。気軽にご相談ください。  
とき 12月21日(火) 13:30~14:30  
ところ 保健女性センター  
申し込み 電話で保健女性センターへ

**コンピュータ西暦2000年問題  
年末年始の問い合わせ窓口**

☎ 情報システム課 内線 2621

県では、コンピュータ西暦2000年問題において、誤作動の可能性が最も高くなると予想されている年末年始の期間に問い合わせ窓口を開設します。

★12月31日(金) 21:00 ~  
1月1日(土) 17:00  
★1月2日(日)・3日(月) 9:00 ~ 17:00  
問い合わせ 静岡県コンピュータ西暦2000年問題対策本部 ☎054-221-2082

**放送大学学生募集**

☎ 社会教育課 内線 2718

入学時期 4月  
入学資格 18歳以上(試験はなし)  
学習内容 300以上の科目から好きな科目を選択し、ビデオテープなどで学習  
入学料 ①全科履修生(大卒と同等の資格の取得が可能) 1万8,000円  
②選科履修生(1年在学) 6,000円  
③科目履修生(半年在学) 4,000円  
授業料 ①~③とも1科目につき9,000円  
募集期間 2月15日まで  
問い合わせ 放送大学静岡学習センター(三島市) ☎0559-89-1253

**ビデオ広報「ふじ広報室」は  
ケーブルテレビ3チャンネルで  
放送中**

放送回数 1日6回  
放送日時 月曜日… 9:15から3時間ごと  
水曜日… 9:45から3時間ごと  
金曜日… 9:00から3時間ごと  
☎ 広報広聴課 内線 2822

**環境シリーズ No.20  
環境基本計画の策定に向けて**

●未来の地球環境のために  
豊かな環境は、健康で文化的な生活には不可欠です。したがって、環境の恵みを将来の世代が受けられるようにしていくことが大切です。同時にすべての生物の生存基盤である地球環境を維持していかなければなりません。  
これまでの環境行政は「公害対策基本法」と「自然環境保全法」に基づいていました。しかし、環境問題は地球

規模の空間的広がり、将来の世代にわたる時間的広がりを持つものに変化しています。大量生産・消費・廃棄型の現代社会を見直し、人間と環境との間に望ましい関係を築くため、環境そのものを総合的に考え、計画的に施策を講ずることが必要となってきました。  
●豊かな環境を保つ富士市のために  
こうした状況に対応するため、平成5年に「環境基本法」が制定され、環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業所、国民の責務と施策の基本事項が定められました。

これに基づく環境基本計画は、国・県では既に策定され、富士市にもこれに準じたものが求められています。その目標として循環、共生、参加、国際的取り組みが提示されています。  
快適で豊かな環境を保つ住みよい富士市を築くため、市の特徴を生かした計画の策定を目指します。今後、広報紙などを通じて策定の状況をお知らせしていきます。

問い合わせ 環境保全課 内線2072